

「家族信託」で安全・安心な財産管理と円滑な資産承継を実現

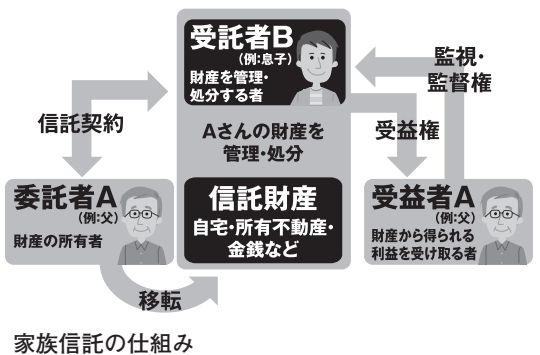
家族信託とは、財産管理や資産承継の仕組みのひとつ。生前に父と子などの家族間で信託契約を結び、財産の管理を委ねておくことで、スムーズな相続を実現できるため、相続対策の新たな手法として注目されている。しかし、最先端の相続スキームのため、全国でも取り組める専門家が少ない。道内では「あすか税理士法人」が業界に先駆け有用性に着目

し、普及に取り組んだことで知られており、この1年で約50件の家族信託の相談に対応。トップクラスの実績がある。19年には「あすか行政書士法人」を設立し、家族信託や相続手続き・遺言書作成など終活分野のサポートに取り組んでいる。相澤和利行政書士は「家族信託は終活における最強のツールです。信託銀行の遺言信託や投資商品の投資信託とは全く異なり、家族間の契約なので自由度が高く、遺言書代わりにも使えます」とメリットを強調する。

とくに認知症対策に効果を発揮する。従来の「成年後見制度」は認知症が発症した後でなければ使えなかったが、家族信託は本人が元気なうちに契約を交わせるため、例えば本人が入院し、現金が必要な時でも「子」が代わりに引き出すことができ、施設に入居する資金を捻出する必要が生じた場合は、家や土地の処分が迅速におこなえる。万が一、亡くなった場合には、相続へすみやかな移行ができるのが特長。

また、家族信託の「遺言代用機能」を活用することで、孫の代への財産配分や、管理方法まで定めることができるなど、遺言書以上に柔軟な使い方も可能だ。さらに「あすか税理士法人」の相続・贈与税の専門部署と連携す

る。従来は「成年後見制度」は認知症が発症した後でなければ使えなかったが、家族信託は本人が元気なうちに契約を交わせるため、例えば本人が入院し、現金が必要な時でも「子」が代わりに引き出すことができ、施設に入居する資金を捻出する必要が生じた場合は、家や土地の処分が迅速におこなえる。万が一、亡くなった場合には、相続へすみやかな移行ができるのが特長。



あすか税理士法人

札幌市中央区大通西14丁目1-14 NEO BLD・2階
☎0120-166-690 <http://www.asuka-zeirishi.com/>

相澤和利行政書士



中野研税理士



「例えばZomなどを使った家族会議に私たちも同席することで、詳細な説明やアドバイスができます。まずはご相談ください」と相澤行政書士は語る。